に大千
安六字葉
房西長館
南東長山
部区田字市
域　北坪字
西向、岡
長原両田
及び木、外
地南仲町、
区）原　確の堤町、内
定各入、岩
測一　量部綿崎
打及
図へ農川び用及西
ぴ換地びゃ
計備義並び
画事並びに
書業びに

区）木田、並館　確定の間び館　測各幡に山　大市大字　木ノ松　確の堤町、内
定各入、岩
測一　量部綿崎
打及
図へ農川び用及西
ぴ換地びゃ
計備義並び
画事並びに
書業びに

区杉作横千　安六字葉　房西長館　南東長山　部区田字市　域　北坪字　西向、岡　長原両田　及び木、外　地南仲町、　区）原　確の堤町、内　定各入、岩　測一　量部綿崎　打及　図へ農川び用及西　ぴ換地びゃ　計備義並び　画事並びに　書業びに

確一沼、葉　定部　東県　測（農小館　量用沼山　図及地市大字　及（農ノ備上　ぴ整山大　換備ノ仲上　地事神　計業及真　画書倉　安住字井　房吉並鏡、　南並びゃ　部区域大田、　字　真下梅　倉真田、　・倉　青字小　柳東川　換小崎、　地沼　区）各小

口び大千　・真間、飯　沼橋仲山　換の、市　地各二辺字　区）部、確　定（農田口　測用　量地小女　及備　び事津舟　換業川面、　地計安地沖　画房巌田、　書　南ケ　部谷細、畑、　域　赤　子笠　古期沼、　茂及

作五千　名反葉　県目館　地及山　区び大市大　及大ム字　び畑の字　作名各作　名一字　第２部字　地（農熊　区）地　換（農用下、　地整平　定備田、　測事　田、　量業鎌　田、　図　及安　び房堂　ノ前、　部南ノ　地計区筒井、　画域　書

腰東千　安廻遠葉　房り田、館　南部石蓮山　区神沼、市　域　五笹字　東反子、西　長田及坊田　ぴ川字、川　区）谷坪並び　地北、京崎　地備　計事水崎、　波、飛　確の　定各和に　測一田、字　量部　図へ北東　及（農ノ長田　び用崎、字　換地　地整中西　計備尾遠、田、　画事作、　業

換及兎千　地小並葉　区谷び県館　のに館　確各大山　定一字市大字　測部東長字　量（農田西　図及長田　用字飛田　地備、整　事水崎、　画書　安姥防、　房神、楠　南部源木、　区太永　域郎、酒　換地整木、　長一水　及田ノ　坪び船　第２及

畳一大千　図部宮葉　及（農田、館　び地ノ市大　地ノ谷山　用前、字　整馬荻山　業　井字　安田越、山　房南笹荻、　部山、滝　区　域長谷、　畑、押　山田、　荻山田川　換田及川　地及び久　区）瓜保、　確畑楠木、　定の木、　測各

郷畑岐　換及阜　地び県　区同関　ヶ市上　確洞之保　定の之　測各字　畳一字宮　図部宮之平、　及（農高亜　び用地　換地高　計整畑、　画備畑　書事業関　美　戸、　濃高　東平　部道上　区　域　大　本ノ

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８号

高知県幡多郡黒潮町上川口1433番地

債務者　都築　裕子

1　決定年月日時　平成27年３月30日午後３時45分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第９号

高知県幡多郡黒潮町佐賀3176番地45

債務者　山本　　修

1　決定年月日時　平成27年３月30日午後１時45分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１０号

高知県宿毛市四季の丘２丁目５番25号　ガーデンハイツ101号

債務者　乾　　通広

1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１２３号

北九州市八幡東区山王２丁目16番20号

債務者　山内　久子

1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１６号

福岡県田川市大字伊加利1908番地１　中央団地４区10―５―３

債務者　木浦　妙美

1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第５３号

宮崎市松山１丁目５番15号　ローズハウス501号、前住所宮崎市南高松町６番29号　ビータス11番館302号

債務者　酒井ゆかり

1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５４号

宮崎市松山１丁目５番15号　ローズハウス501号、前住所宮崎市南高松町６番29号　ビータス11番館302号

債務者　酒井　真美

1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５５号

宮崎市霧島２丁目88番地

債務者　川越　長至

1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６７号

宮崎県西都市大字右松2008番地１

債務者　浦田　明子

1　決定年月日時　平成27年３月31日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７号

広島県呉市倉橋町11839番地の１

債務者　小平　博美

1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
広島地方裁判所呉支部